2020 年 10 月 19 日

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた ガス料金の取り扱いについて

東海ガス株式会社（代表取締役社長　植松章司）は 10 月 19 日、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、11 月検針分ガス料金のお支払い期限の延長措置を追加決定しましたので、お知らせいたします。

主な概要は以下の通りです。

1. 対象のお客さま

東海ガスの都市ガス、簡易ガスをご利用いただいているお客さまで、公的支援　「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸し付けを受けたお客さま

※生活福祉資金貸付制度　緊急小口資金・総合支援資金　につきましては、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認ください。

生活福祉資金貸付制度 ｜厚生労働省

2. 対象の料金

3 月検針分・4 月検針分・5 月検針分・6 月検針分・7 月検針分・8 月検針分・9 月検針分・10 月検針分・11 月検針分のガス料金

（10 月検針分までは 9 月 17 日に公表済）

3. 延長期間

お支払期限から 1 ヵ月間

4. お申し込み方法

お支払期限の延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります。

◇静岡県焼津市・藤枝市・島田市のお客さま

藤枝本部・・・・【都市ガス】TEL 054-643-4111　　【簡易ガス】TEL 054-641-8711

◇群馬県甘楽郡下仁田町のお客さま

下仁田支店・・・ TEL　0274-64-9400

以上